

再評価

【ダム事業】

(補助事業)

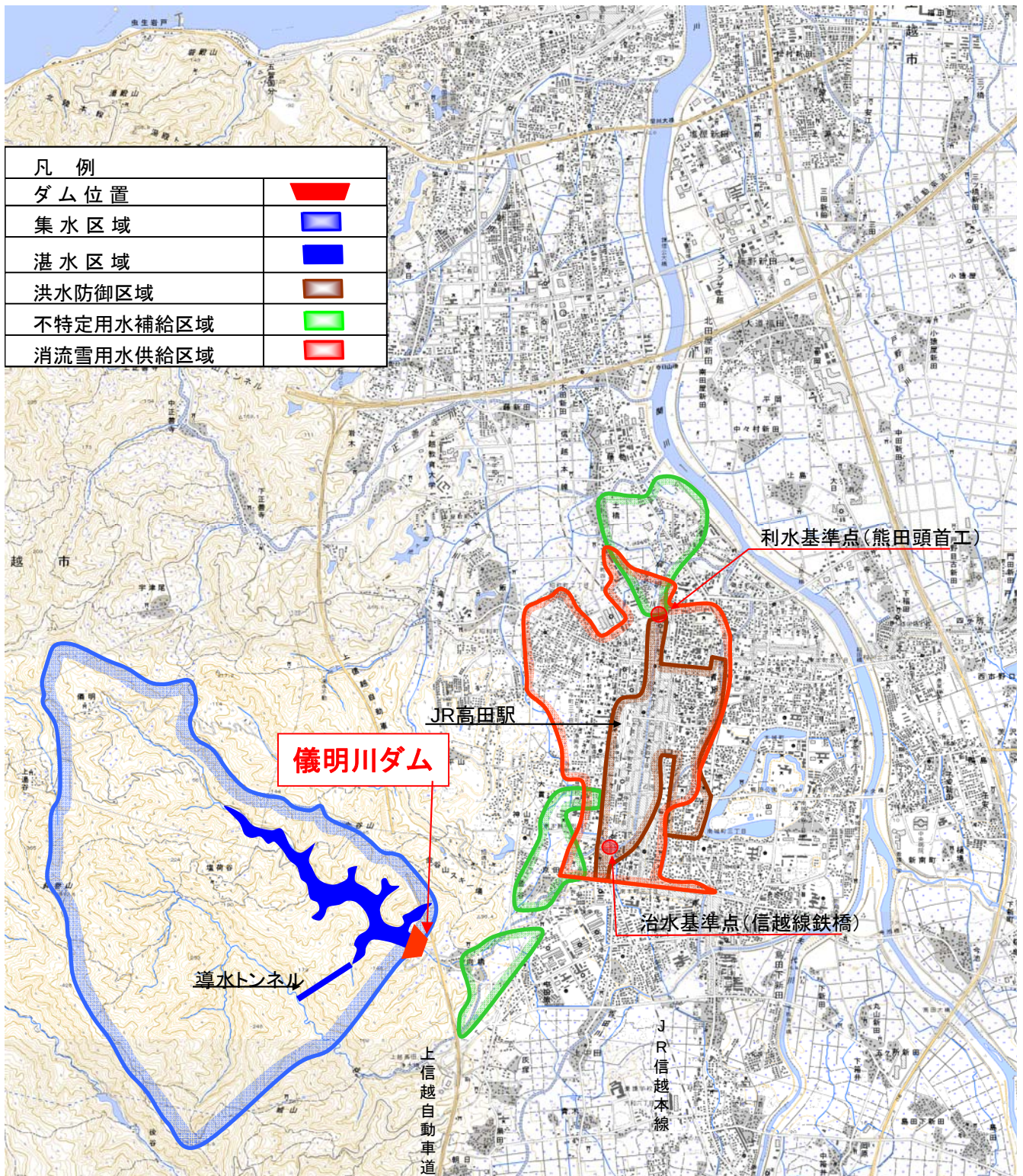
➤ 儀明川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 新保川生活貯水池再開発建設事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4
➤ 常浪川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 晒川生活貯水池整備事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	10

事業名 (箇所名)	儀明川ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	新潟県					
実施箇所	新潟県上越市											
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業											
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高36.8m、堤体積約94千m ³ 、総貯水容量2,510千m ³											
事業期間	昭和57年度実施計画調査着手／昭和62年度建設事業着手											
総事業費 (億円)	約238			残事業費(億円)		約166						
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・儀明川では、昭和40,44,56年に被害の大きな洪水が発生している。 主な洪水実績：昭和40.9：浸水家屋429戸 主な洪水実績：昭和44.8：浸水家屋319戸 主な洪水実績：昭和56.8：浸水家屋8戸 ・主な渇水実績 渇水実績：昭和53,57年、平成6年等の夏期において、水道の給水制限や農作物の作付けの遅れ等、深刻な水不足に見舞われている。 ＜達成すべき目標＞ ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、克雪用水 ＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：223戸 年平均浸水軽減面積：13ha											
事業全体の投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)		237	平成23年度 C:総費用(億円)		205	B/C	1.2	B-C	32	EIRR (%)	4.4
事業の効果等	・洪水調節：ダム地点の計画高水流量92m³/sのうち、82m³/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：儀明川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・克雪用水：上越市高田地区において新たに1日最大43,200m³の克雪用水の取水を可能とする。											
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	・氾濫が想定される区域を含む旧上越市地域では、平成12年から平成17年の間で、人口はほぼ横ばい、世帯数は微増となっており、人口はほぼ横ばいにある。 ・儀明川は、平成6年等の夏期において、水道の給水制限や農作物の作付けの遅れ等、深刻な水不足に見舞われている。 昭和57年度 実施計画調査着手 昭和62年度 建設事業着手 平成 3年度 補償基準妥結 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 平成22年度 上越地域水道用水供給企業団が事業より撤退 現在、生活再建工事中であり、平成22年3月現在で進捗率は約30%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、水道事業の撤退により水道を除いた事業費を算出し、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については平成41年度頃～平成51年度頃の完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。											
事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性	【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画(素案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案した。 儀明川ダム＋河道改修(築堤) 儀明川ダム(沢山川導水路なし)＋河道改修(掘削、築堤) 河道改修(掘削、築堤) 遊水地＋河道改修(掘削、築堤) 放水路＋河道改修(築堤) ・7つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、儀明川ダム＋河道改修案(築堤)と儀明川ダム(沢山川導水路なし)＋河道改修案(掘削、築堤)を同程度に優位と評価した。 「新規利水」 ・利水参画者に対し、上越市克雪用水については、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。上越市水道については、事業参画を見送る旨の回答があった。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者(上越市克雪用水)に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、5案の利水対策案を立案した。 儀明川ダム 利水単独ダム(新規利水) 河道外貯留施設(遊水地利用) ため池 ダム使用権の振替(発電運用変更) ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、儀明川ダム案とダム使用権の振替案(発電運用変更案)を同程度に優位と評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画(素案)で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を立案した。 儀明川ダム 利水単独ダム(流水の正常に機能の維持) ため池 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、儀明川ダム案が優位と評価した。											

	【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、儀明川ダム＋河道改修案(築堤)と儀明川ダム(沢山川導水路なし)＋河道改修案(掘削、築堤)を同程度に優位、新規利水では、儀明川ダム案とダム使用権の振替案(発電運用変更案)を同程度に優位、流水の正常な機能の維持では、儀明川ダム案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は現行案(儀明川ダムと河道改修の組み合わせ)が優位と評価した。
対応方針	継続(補助金交付を継続)
対応方針理由	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は現計画案(儀明川ダム＋河道改修案(築堤))とダム(沢山川導水路なし)＋河道改修案(掘削＋築堤)が同程度に優位、新規利水対策案は現計画案(儀明川ダム案)とダム使用権の振替案(発電運用変更案)が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(儀明川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(儀明川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「継続」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「新潟県公共事業再評価委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <情報公開、意見聴取等の進め方> ・検討過程において、「新潟県ダム事業検証検討委員会」等を公開するなど情報公開を行った。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。 <その他> ・今後の治水のあり方に関する有識者会議のご指摘を踏まえ、儀明川ダム報告書において、ダム事業予算状況からの工期の見込みが示されているが、現時点における変更の有無について、改めて新潟県に確認したところ、平成23年度予算までを反映して整理すると、必要期間については「約28年」になる旨回答を得ている。

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

儀明川ダム建設事業位置図

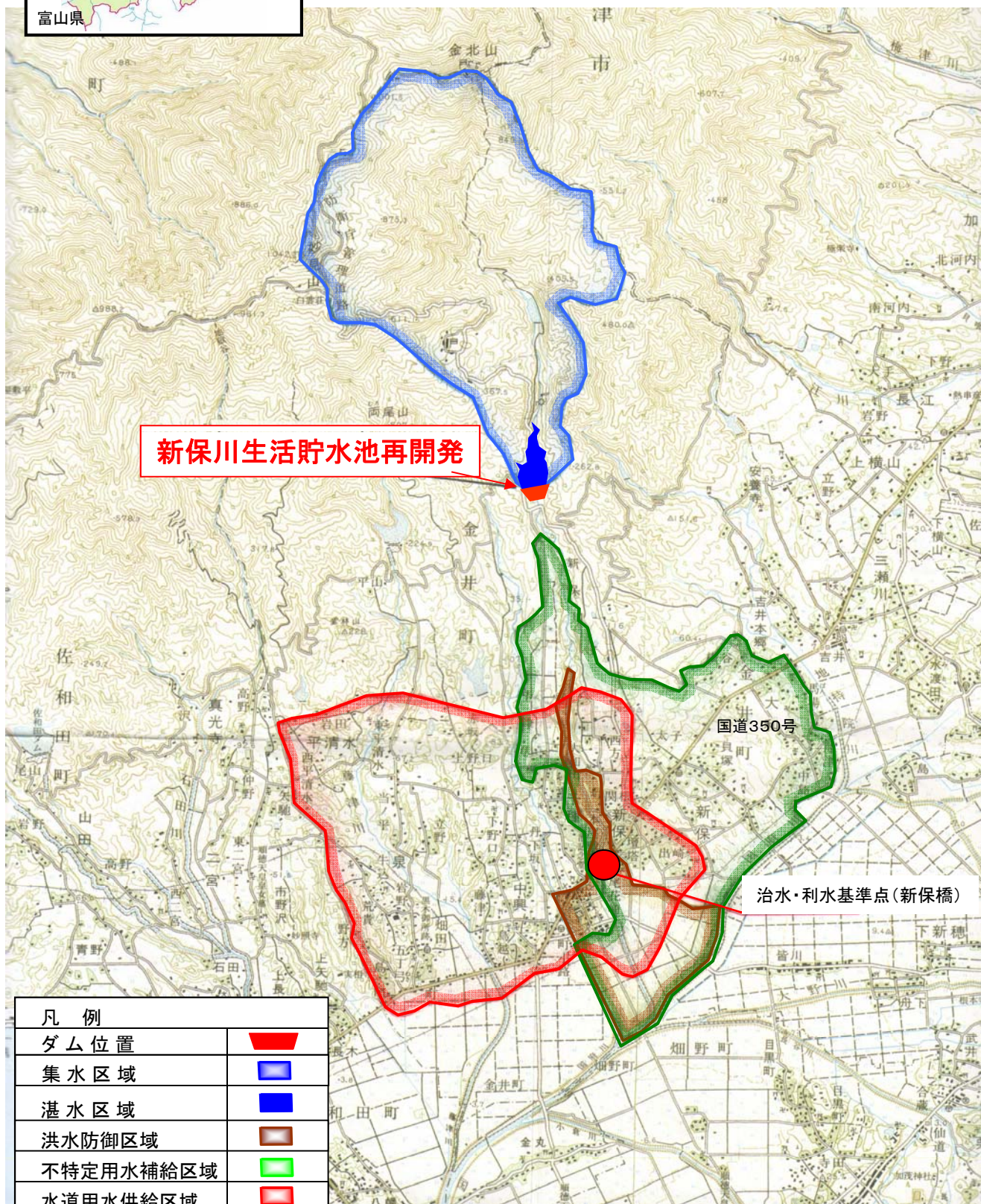


事業名 (箇所名)	新保川生活貯水池再開発事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭	事業 主体	新潟県						
実施箇所	新潟県佐渡市											
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業											
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高38.0m(29.0m)、堤体積約87千m ³ (31千m ³)、総貯水容量1,150千m ³ (500千m ³) ※()書きは既設ダムの諸元											
事業期間	平成3年度建設事業着手											
総事業費 (億円)	約56		残事業費(億円)		約44							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・新保川では、近年でも平成10年に被害の大きな洪水が発生している。 主な洪水実績：昭和42.8：浸水家屋10戸 ・主な渇水実績 渇水実績：新保川流域では、毎年のように深刻な水不足に悩まされている。特に6月～8月にかけての渇水時における農業用水の不足は深刻であり、上下流の農家が平等に取水できるよう、輪番制で分水を行う取水統制が常態化している。また、長期間にわたって瀬切れが発生し、アユが大量にへい死するなどの被害が度々発生している。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：27戸 年平均浸水軽減面積：6ha											
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度									
	B:総便益 (億円)		45	C:総費用(億円)		41	B/C	1.1	B-C	4	EIRR(%)	5.1
事業の効果等	・洪水調節：ダム地点の計画高水流量130m ³ /sのうち、70m ³ /sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：新保川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・水道用水：佐渡市に対して新たに1日最大500m ³ の水道用水の取水を可能とする。											
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	・氾濫が想定される区域を含む佐渡市金井地区では、平成12年から平成17年の間で、人口は減、世帯数は増となっており、人口は減少傾向にある。 ・新保川流域では、毎年のように深刻な水不足に悩まされている。特に6月～8月にかけては農業用水の不足により輪番制で分水を行う取水統制が常態化している。また、瀬切れによるアユのへい死被害が度々発生している。 平成 3年度 建設事業着手 平成12年度 国府川水系河川整備基本方針策定(H12.8) 平成12年度 国府川水系河川整備計画策定(H13.2) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 現在、用地買収中であり、平成22年3月現在で進捗率は約22%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、平成20年3月に策定した計画の事業費、工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費に変更がないこと、工期については平成39年度頃～平成51年度頃の完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。											
事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性	【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案した。 新保川生活貯水池再開発＋河道改修 河道改修(掘削) 河道改修(引堤) 遊水地＋河道改修(掘削) 二線堤＋河道改修(掘削) ・7つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、二線堤＋河道改修案(掘削)が優位と評価した。 「新規利水」 ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、4案の利水対策案を立案した。 新保川生活貯水池再開発 河道外貯留施設 ため池 海水淡水化施設 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、新保川生活貯水池再開発案とため池案を同程度に優位と評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を立案した。 新保川生活貯水池再開発 ため池 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、新保川生活貯水池再開発案が優位と評価した。 【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、二線堤＋河道改修案(掘削)が優位、新規利水では、新保川生活貯水池再開発案とため池案が同程度に優位、流水の正常な機能の維持では、新保川生活貯水池再開発案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して現行案(新保川生活貯水池再開発案)が優位と評価した。											

対応方針	継続(補助金交付を継続)
対応方針理由	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は二線堤＋河道改修案が優位、新規利水対策案は現計画案(新保川生活貯水池再開発案)とため池案が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(新保川生活貯水池再開発案)が優位であった。検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価した結果、総合的な評価としては、現計画案(新保川生活貯水池再開発案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「継続」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「新潟県公共事業再評価委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <情報公開、意見聴取等の進め方> ・検討過程において、「新潟県ダム事業検証検討委員会」等を公開するなど情報公開を行った。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。 ・今後の治水のあり方に関する有識者会議のご指摘を踏まえ、改めて新潟県に「東部金井簡易水道からの暫定導水」、「小倉ダムからの農業用水の注水」について、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案としての可能性について確認したところ、「東部金井簡易水道からの暫定取水」については、総合病院の新築移転に伴う需要増に対応するための緊急措置としていることから、将来的にダムが完成した段階で暫定導水はやめる方針である。これは、平成6年の渇水時に地持院川等からの取水が困難となったことを踏まえ、この地域の農業用水使用者との間で、暫定的な措置として理解を得たものであるため、恒久的な利水対策案とはならない旨回答を得ている。 また、新保川生活貯水池報告書において、ダム事業予算状況からの工期の見込みが示されているが、参考までに、現時点における変更の有無について確認したところ、平成23年度予算までを反映して整理すると、必要期間については「約28年」になる旨回答を得ている。

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

新保川生活貯水池再開発事業位置図

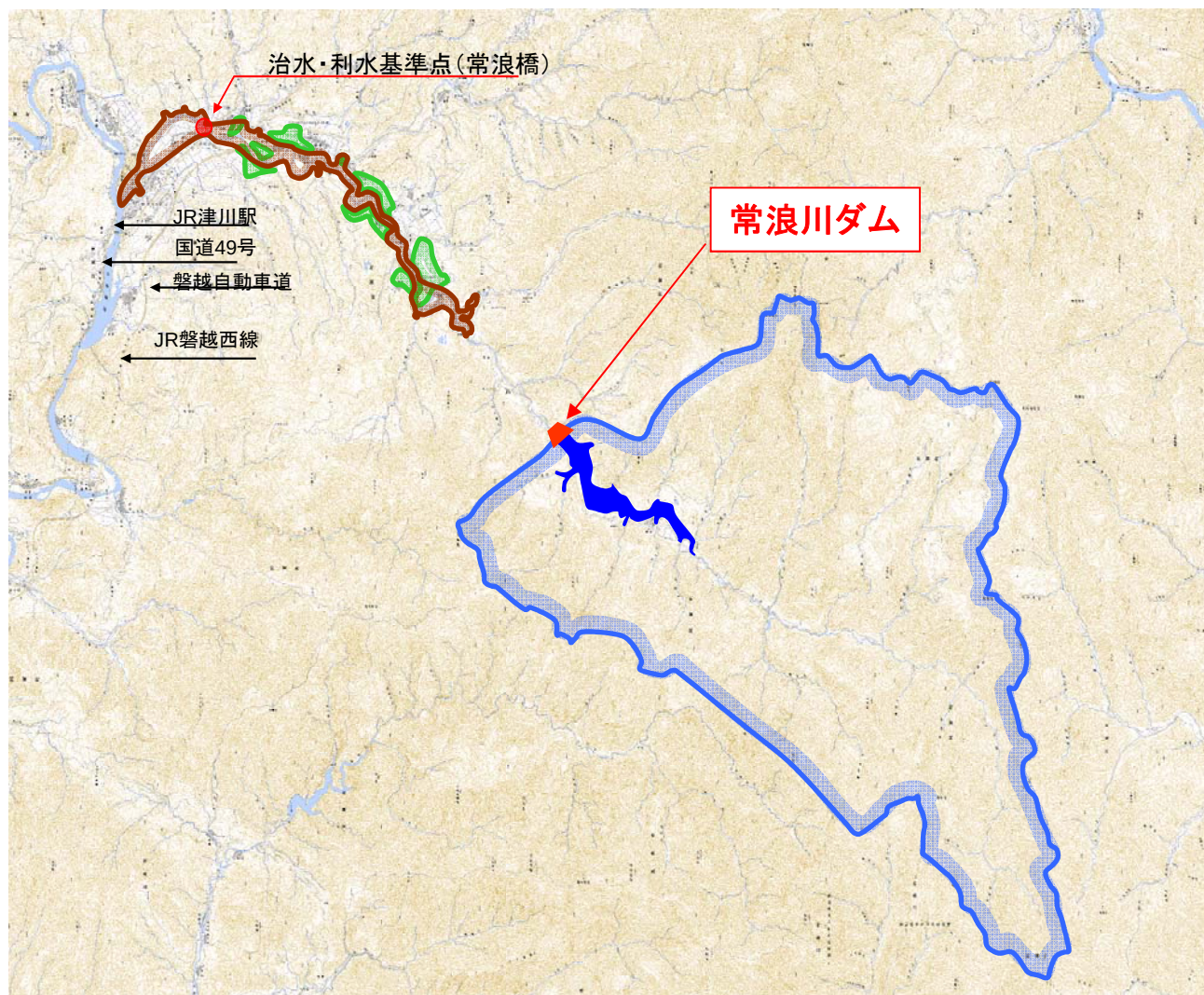


事業名 (箇所名)	常浪川ダム建設事業			担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭			事業 主体	新潟県											
実施箇所	新潟県東蒲原郡阿賀町																			
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																			
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高66.4m、堤体積214千m ³ 、総貯水容量33,300千m ³																			
事業期間	昭和48年度実施計画調査着手／昭和57年度建設事業着手																			
総事業費 (億円)	約364				残事業費(億円)				約235											
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・常浪川では、近年でも平成16年に被害の大きな洪水が発生している。 主な洪水実績：昭和36.8：床上浸水37戸、床下浸水32戸 主な洪水実績：昭和44.8：浸水家屋145戸 主な洪水実績：昭和53.6：床上浸水18戸、床下浸水61戸 主な洪水実績：平成16.7：床上浸水4戸、床下浸水12戸 ・主な渇水実績 渇水実績：昭和60年、平成6年において、不特定かんがい用水補給区域で用水不足が発生している。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する																			
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：15戸 年平均浸水軽減面積：64ha																			
事業全体の投資効率性	基準年度			平成23年度																
事業の効果等	B:総便益 (億円)		343		C:総費用(億円)		339		B/C		1.01		B-C		4		EIRR(%)		4.1	
	・洪水調節：ダム地点の計画高水流量1,600m ³ /sのうち、1,270m ³ /sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：常浪川沿岸の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。																			
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	・氾濫が想定される区域を含む常浪川の流域(阿賀町)では、平成12年から平成17年の間で、人口は減、世帯数は微減となっており、人口は減少傾向にある。 ・常浪川は阿賀町の耕地等に対する水源として利用されているが、昭和60年、平成6年において、不特定かんがい用水補給区域で用水不足が発生している。 昭和48年度 実施計画調査着手 昭和57年度 建設事業着手 平成 2年度 補償基準妥結 平成17年度 付替県道完成 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 現在、生活再建工事中であり、平成22年3月現在で進捗率は約35%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、平成9年12月に策定した全体計画の事業費及び工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については平成41年度頃～平成51年度頃で完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。																			
事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性	【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画(素案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、4案の治水対策案を立案した。 常浪川ダム 河道改修(掘削＋引堤) 遊水地＋河道改修(掘削＋引堤) 宅地嵩上げ＋河道改修＋二線堤 ・7つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、河道改修案(掘削＋引堤)などが優位と評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画(素案)で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を立案した。 常浪川ダム 利水単独ダム ため池 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、常浪川ダム案が優位と評価した。 【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、河道改修案(掘削＋引堤)が優位、流水の正常な機能の維持では、常浪川ダム案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は、現行ダム案(常浪川ダム案)以外の、河道改修などの対策案が優位と評価した。																			
対応方針	中止(平成24年度から補助金交付を中止)																			
対応方針理由	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案(掘削＋引堤)などが優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(常浪川ダム案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)																			

その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「新潟県公共事業再評価委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <情報公開、意見聴取等の進め方> ・検討過程において、「新潟県ダム事業検証検討委員会」等を公開するなど情報公開を行った。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。 <その他> ・今後の治水のあり方に関する有識者会議のご指摘を踏まえ、「計画規模1/70(70年に1回発生する洪水)」などの表現について、改めて新潟県に「これは、対象とする降雨は、「毎年1/70の確率でその雨量以上の雨が降る」ということと考えられるが、このことに関する考え方について確認したところ、確認のとおり「毎年1/70の確率でその雨量以上の雨が降る」ということと考えている。今後、誤解が生じることがないよう表現する旨の回答を得ている。 - また、常浪川ダム報告書において、ダム事業予算状況からの工期の見込みが示されているが、現時点における変更の有無について確認したところ、平成23年度予算までを反映して整理すると、必要期間については「約28年」になる旨回答を得ている。
-----	---

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

常浪川ダム建設事業位置図



凡	例
ダム	
集水区域	
湛水区域	
洪水防御区域	
不特定用水供給区域	

事業名 (箇所名)	晒川生活貯水池整備事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	新潟県				
実施箇所	新潟県十日町市										
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業										
事業諸元	中央コア型ロックフィルダム、ダム高37.8m、堤体積269千m ³ 、総貯水容量490千m ³										
事業期間	昭和62年度実施計画調査着手／平成2年度建設事業着手										
総事業費 (億円)	約86			残事業費(億円)		約60					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・晒川流域等では、近年でも平成23年に被害の大きな洪水が発生している。 主な洪水実績：昭和44.8：建物被害27戸 主な洪水実績：昭和53.6：建物被害43戸 主な洪水実績：平成23.7：全壊家屋2戸、半壊家屋16戸、床上浸水18戸、床下浸水85戸 ※平成23.7の被害は、晒川流域と田川流域の合計の被害である。 ・主な濁水実績 濁水実績：晒川流域等では、近年でも、平成6年夏期に耕作等に対する水不足に見舞われている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、克雪用水 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：53戸 年平均浸水軽減面積：3ha										
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度								
	B:総便益 (億円)	128	C:総費用(億円)		74	B/C	1.7	B-C	54	EIRR (%)	8.6
事業の効果等	・洪水調節：ダム地点の計画高水流量60m³/sのうち、46m³/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：ダム地点下流の晒川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・克雪用水：晒川下流域の地区に対し、新たに1日最大6,495m³の克雪用水の取水を可能とする。										
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	・氾濫が想定される田川・晒川流域が位置する十日町市(旧十日町市、旧川西市、旧中里村、旧松代町、旧松之山町(H17年合併))では、平成17年から平成22年の間で、人口は減っており、人口は減少傾向にある。 ・晒川流域等では、近年でも、平成6年夏期に耕作等に対する水不足に見舞われている。 昭和62年度 実施計画調査着手 平成 2年度 建設事業着手 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 現在、生活再建工事中であり、平成22年3月現在で進捗率は約31%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、平成22年度の再評価時の事業費及び工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更がないこと、工期については平成45年度頃～平成51年度頃で完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。										
事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性	【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画(案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、7案の治水対策案を立案した。 晒川生活貯水池＋河道改修(掘削) 河道改修(引堤) 河道改修(掘削) 河道改修(掘削＋特殊堤) 遊水地＋河道改修(掘削) 河道改修(掘削)(余裕高を確保しない) 遊水地＋河道改修(掘削)(余裕高を確保しない) ・7つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、河道改修案(掘削)、河道改修案(掘削＋特殊堤)、河道改修案(掘削)(余裕高を確保しない)が優位と評価した。 「新規利水」 ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、4案の利水対策案を立案した。 晒川生活貯水池 利水単独ダム 水系間導水(信濃川) 水系間導水(田川) ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、晒川生活貯水池案と水系間導水案(信濃川)、水系間導水案(田川)を同程度に優位と評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画(案)で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を立案した。 晒川生活貯水池 利水単独ダム ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、晒川生活貯水池案が優位と評価した。										

	【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、洪水調節では、河道改修案(掘削)、河道改修案(掘削+特殊堤)、河道改修案(掘削)(余裕高を確保しない)が優位、新規利水では、晒川生活貯水池案と水系間導水案(信濃川)、水系間導水案(田川)を同程度に優位、流水の正常な機能の維持では、晒川生活貯水池案が優位と評価したが、検証対象ダムの総合的な評価は、現行ダム案(晒川生活貯水池案)によらない、河道改修、水系間導水などの対策案が優位と評価した。
対応方針	中止(平成24年度から補助金交付を中止)
対応方針理由	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案(掘削)などが優位、新規利水対策案は現計画案(晒川生活貯水池案)と水系間導水案(信濃川)、水系間導水案(田川)が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(晒川生活貯水池案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「新潟県公共事業再評価委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <情報公開、意見聴取等の進め方> ・検討過程において、「新潟県ダム事業検証検討委員会」等を公開するなど情報公開を行った。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。 <その他> ・今後の治水のあり方に関する有識者会議のご指摘を踏まえ、儀明川ダム報告書において、ダム事業予算状況からの工期の見込みが示されているが、現時点における変更の有無について、改めて新潟県に確認したところ、平成23年度予算までを反映して整理すると、必要期間については「約28年」になる旨回答を得ている。

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

晒川生活貯水池整備事業位置図

